

〔第3回原子力損害賠償制度専門部会 説明資料〕

東京電力株式会社福島原子力発電所事故による 損害に対する原町商工会議所の対応について

平成 27 年 8 月 25 日
原町商工会議所
会頭 高橋 隆助

1. 「原子力損害賠償制度」に対する商工会議所の基本的考え方

- (1) 今後、万が一、原子力関連施設で事故が発生し企業等が直接・間接にかかわらず被害を受けた場合、事故発生に起因する営業損害等に対する原子力損害賠償について、各企業等が事業再開に向け明確な見通しを立てることができるよう、被災した企業等が「予見可能性」を持つ制度とすることが重要である。
- (2) 原子力損害賠償制度は、被災した企業等が被災前と同等の事業活動を行える見通しが立つまでの間、個々の被害実態に見合った十分な賠償期間と金額を確保するとともに、きめ細かな対応を通じて、公正かつ着実に損害賠償を継続していく仕組みを構築すべきである。

2. 福島第一原子力発電所事故後における現地の状況（被災地域・企業の主な声）

(1) 原発事故の状況や周辺への影響等に関する情報不足

① 正確な情報や予見可能性が確保されず被災地（現場）では混乱も

- イ) 避難指示において、当初、何^キまでが「安全」で、または「危険」なのか等の情報が錯綜し現場は混乱した。そもそも原発事故が発生したのかすら正確な情報がなく、様々な情報源から異なる内容の情報が入り乱れ、何を信じたら良いか分からない状態だった。
- ロ) 現場では原発事故による水素爆発と原子爆弾による核爆発の違いを十分理解できておらず、そのため事故の影響や当面の見通しを「イメージ」することができなかった。
- ハ) 金融機関が閉鎖されたため、従業員への賃金未払いが発生した。また、避難や汚染情報のほか、事業再開に向けた支援策等に関する情報についても不足していたため、企業等にとっては今後の事業継続の可否について判断をつけられなかった。
- ニ) 従業員の生活保障のため、ハローワークで雇用保険の手続きを行う必要があり、大混雑していた。そのうえ、避難先では手続きしてもらえないなど混乱も生じた。
- ホ) 事故当初は不動産価値がゼロになってしまい、銀行の与信枠が足りなくなった。
- ヘ) 物流がストップしたため燃料を確保できず、いつ工場を稼働できるのか見通しがつかない状態だった。

② 客観的な情報に基づくコミュニケーション不足による風評被害

- イ) 放射能汚染への懸念による商品受け取り拒否で県外の取引先に納品できなくなり、やがて取引見合わせや取引停止へと発展していった。
- ロ) 避難区域内で事業を継続する際の影響と安全性について客観的に証明することができず、他社に受注が流れてしまい、取引先が減少した。

(2) 資金繰りを含む事業計画を立てられない

- イ) 仮払いの用途が立たないと、売掛・買掛の「支払い計画」や「事業再建計画」が立てられない。
- ロ) 放射能汚染による風評被害により全ての取引が滞り、資金計画が立てられなくなった。
- ハ) 地域の安全性や事故収束の見通しが未だに不明確であり、現在でも事業継続・再開のための資金繰りに金融機関は消極的な姿勢である。
- ニ) 地震や津波被害に対する「被災証明書」「罹災証明書」は行政から発行されるが、原発事故被害には発行して貰えなかった。(この罹災証明書自体も南相馬市の鹿島区・原町区(旧警戒区域および計画的避難区域を除く)では平成 24 年 11 月末に申請受付を終了)
⇒このため、原発事故被害や南相馬市の一部地域の企業では、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(国・県)や中小企業等復旧・復興支援事業(県)の申請添付書類として「罹災証明書」を入手できないため、補助金申請できず事業再開に支障が出た。

(3) 原子力損害賠償制度の不備等による混乱

① 行政側の体制整備が不足

- イ) 行政は、事故後、市民生活を守ることに精一杯で、企業の事業継続・再開に対する支援がない状態であった。
- ロ) 行政側に、事故後の管内企業数把握や所在の確認、情報提供手段がなかった。
- ハ) 企業等の事業継続の有無確認や相談対応できる機関がなかった。
- ニ) 賠償金に関する情報発信や、事業所に対する説明機能がなかった。
⇒このため、原町商工会議所が、原子力損害賠償に関する情報発信や、企業等の存在証明機関としての機能を果たしていた。
※事故当初から、原町商工会議所が独自で東京電力と交渉し、原子力損害賠償の説明会を独自開催(旧原町市内の中小企業など 2000 社以上が参加)。
※企業等の存在確認については、「会員証明書」を発行することで、事故当時、当該地域に所在していたことを証明することで仮払い請求につながられた。

② 仮払い・本請求のスケジュールが不透明

- イ) 将来の仮払いや本請求のスケジュール感が分からないと、売掛・買掛の支払計画など今後の「事業計画」や「予定」を立てられない(例えば最終的な損害が確定するまでは、最長3ヵ月を1単位として、定期的に仮払いを実施し続けることを原則にするなど制度化し、スケジュールを明示する必要がある)。
- ロ) 仮払金は企業規模によらずに上限(250 万円)が決められたため、中には資金計画を立てることができない企業もあった。

③ 賠償金請求ルールが不明確で不公平

- イ) 個人事業所における(青色申告)決算書の内容を十分理解せずに請求書様式が作成されてしまった。そのうえ、東京電力の都合で請求書の書式や手続き方法、システム等が実状に沿わない形で変更されていった。(※被災地域・企業における最大の不満事項)
<書式変更等の推移>
 - a. 仮払い請求を行うための第1次請求書式(平成 23 年6月～23 年7月)
 - b. 仮払い精算を目的とした第2次請求書式(平成 23 年8月～24 年2月)
 - c. 特別の努力を認めた第3次請求書式(平成 24 年3月～25 年12 月)
 - d. 30⁺区内の風評被害に対応した第4次請求書式(平成 26 年1月～27 年2月)
⇒政府・東京電力側が一方向的に避難指示区域解除を理由に賠償の終期宣言
⇒地元団体等の反対により期間延長(平成 27 年3月～27 年7月)

- e. 最終の賠償請求にかかる第5次請求書式(平成 27 年8月以降は、年間逸失利益の2年相当分を一括で支払う方式に変更)

※平成 27 年 8 月 5 日の福島県議会で東京電力・廣瀬社長が「2年後に損害がなくなっているか分からない。2年後も損害が続くのであれば賠償していく」方針を表明(事故後の対応について、現状の環境整備や除染状況とは関係なく、政府・東京電力の意向で制度自体の変更が可能とも受け取れる内容)

- ロ) 賠償の対象や手続きに関するルールが不明確で、かつ不公平である。
- ルールが明確化されていない(決まっていない)ため、途中でたびたび変更される。
 - 例えば、手続きの際に企業側が強く主張すると、当局の担当者レベルでルールを変えて対応してもらえるなど、手続きを行う企業等によって対応が異なることとなり、不公平感が生じている(ゴネ得)。
 - また途中で変更となったルールがマニュアル化されることで制度として普遍的となり、変更前と後で手続きをした企業によって賠償内容や提出する証明書類が異なるなど、不公平感が生じている。
 - 現地窓口でOKであっても本部でダメとなり、対応が異なる場合がある。

3. 会員企業へのアンケート結果 (事故後4年間の推移)

①売上げが回復しない

【売上指数(震災前の平成 22 年=100)】

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業
平成 23 年	72	104	52	70	51
平成 24 年	80	141	66	80	61
平成 25 年	73	142	70	77	88
平成 26 年	94	129	82	74	93

§ 建設業を除けば、依然として震災前の水準(=100)に回復していない。特に卸売業と小売業は落ち込んだままである。建設業の成長も平成 26 年にブレーキがかかってきた。

②施設・設備の稼働が回復しない

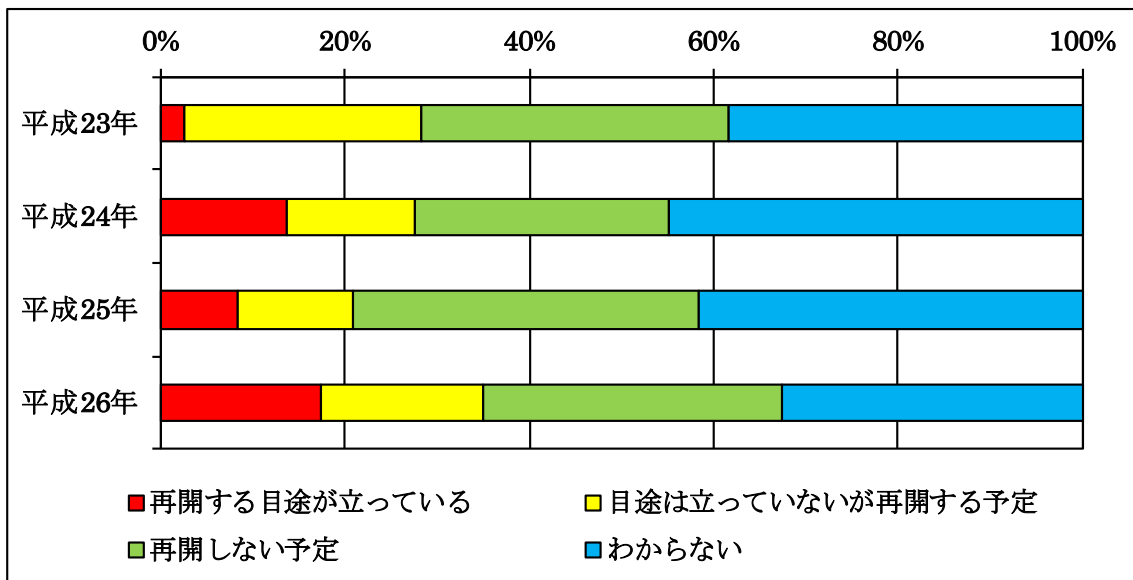
【施設・設備の稼働状況(%) / 操業・営業時間の短縮状況(時間)】

		全体	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業
a. 縮小している事業所の割合	H24	50%	57%	33%	56%	53%	53%
	H25	49%	60%	28%	62%	53%	51%
	H26	49%	57%	37%	47%	59%	48%
b. 縮小率(平均)	H24	45%	42%	39%	56%	44%	45%
	H25	46%	41%	46%	58%	43%	43%
	H26	47%	44%	47%	48%	53%	43%
c. 操業・営業時間の短縮(平均)	H24	3.2h	2.7h	4.2h	4.3h	2.3h	2.8h
	H25	3.0h	2.4h	3.1h	4.1h	2.7h	2.6h
	H26	2.7h	2.6h	3.4h	2.4h	2.4h	2.5h

§ 建設業や小売業では施設・設備の稼働を縮小している事業所の割合が拡大(a)。操業・営業時間については、徐々に短縮時間を縮小しているものの、正常な操業には程遠い。特に小売業では、逆に短縮時間が延びている状況(c)。

③未再開企業では再開の目途が立たないところが多い

【未再開企業の今後の方針】

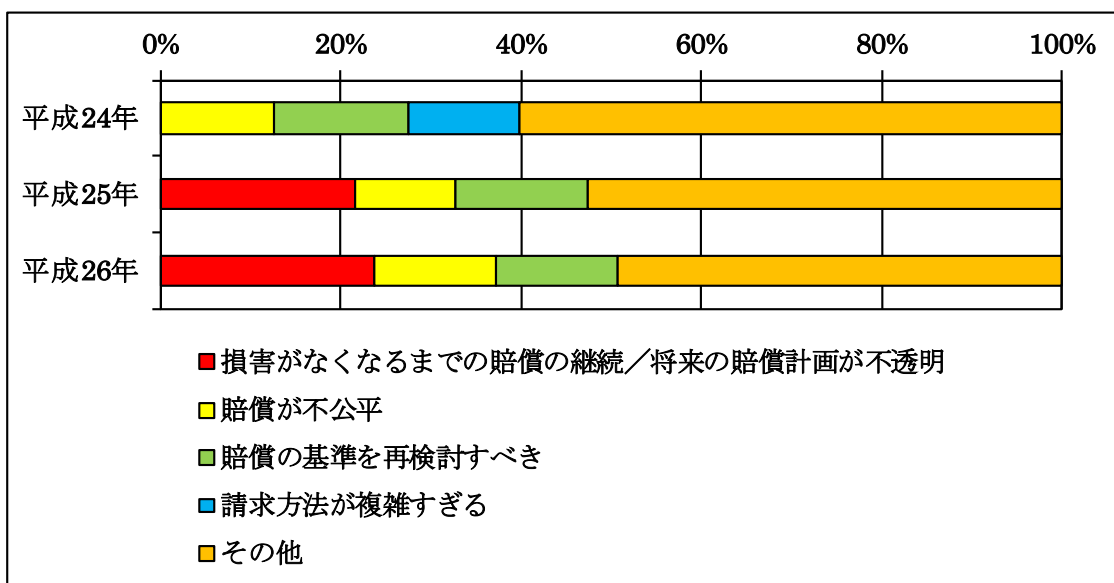


④地区ごとの人口推移

	H23.3.11(震災当時)	H27.3.31(現在)	比較増減
小高区	12,842 人	0 人	-12,842 人
鹿島区	11,603 人	13,684 人	2,081 人
原町区	47,116 人	39,952 人	-7,164 人
計	71,561 人	53,636 人	-17,925 人

§ 人口減少は、顧客の減少や労働力不足にもつながることになる。

⑤東京電力の損害賠償に対する課題



4. 原子力損害賠償制度等に基づく実際の救済状況

(1) 原賠制度等に基づいて救済された主な項目

- ① 事故当時の従業員給料、買掛金、未払金の支払い
- ② 既存借入金等の返済金
- ③ 復興支援制度を利用する際の自己負担分の資金
- ④ 施設を復旧・復興させるための設備資金
- ⑤ 事業再開に必要な資金
- ⑥ 賠償金が課税所得として取り扱われるため、当該納税額分の資金
- ⑦ 高速道路料金の無料化措置の継続

(2) 原賠制度等で救済されたが時間のかかった主な項目

- ① 原発事故による逸失利益を算出するための「固定費」や「変動費」の解釈
- ② 賠償金算出の際の復興補助金や雇用補助金の取扱い解釈
- ③ 営業損害の算定における賠償金請求にかかる貢献率、特別の努力、逸失利益の解釈
- ④ 原子力損害賠償紛争解決センターの相双支所(南相馬市)が、事故後1年4ヵ月も経ってから設置され、かつ、その設置に関する広報・周知が不足(拠点の設置が福島市や郡山市が中心、本当の被災地に寄り添う姿勢が感じられない)。また市役所の庁舎内(当初は県庁の合同庁舎内)に設置されているため、窓口が9時から17時までしか開いておらず不便
- ⑤ 東電オペレーターへの教育・知識蓄積
- ⑥ 分かりにくい請求書式の簡素化
- ⑦ 棚卸等の財物補償
- ⑧ 企業等の除染費用

(3) 原賠制度等では救済されなかった主な項目

- ① 十分な補償と損害賠償の継続
- ② 事業資産価値を早期に判断するための基準の明示
- ③ 原子力損害紛争審査会への被災地域からの意見反映
- ④ 避難できなかった者への公平な補償
- ⑤ 営業損害の算定における「特別の努力」の全期間適用
- ⑥ 逸失利益算出時の「固定費」や「変動費」の修正
- ⑦ 未請求企業等への支援の継続・徹底
- ⑧ 企業等の人材流出に伴う損害に対する賠償
- ⑨ 法人・個人事業主の精神的損害に対する賠償
- ⑩ 福島復興本社の賠償権限一元化の徹底
- ⑪ 相談窓口の対応の改善と改善措置内容の公開
- ⑫ 東京電力独自の被災地支援制度の創設
- ⑬ 住民が早急に帰還できるようにするための環境整備
- ⑭ 公正な損害賠償の実施と、将来にわたる補償の実施
- ⑮ 原子力発電所の管理徹底と、明確な情報開示
- ⑯ 「のれん代(知名度)」の賠償

- ⑰ 震災前に比べ売上げが増加した企業等への賠償(企業努力が考慮されない)
- ⑱ 廃業を余儀なくされた企業等への将来分の営業補償
- ⑲ 原発事故による避難生活等に起因して病気となり休業した事業主への賠償(因果関係の立証が困難なケース)
- ⑳ 企業等の営業損害に対する賠償金の非課税措置

5. 今後の事故発生時に備えるための検討課題

上記「4.(3)原賠制度では救済されなかった主な項目」のほか、以下の検討課題が挙げられる。

- ① 行政のどの組織が何をやるのか、役割分担と責任を予め明確化しておくべき。
- ② 原子力損害賠償制度は、事故の当事者である電力会社の方針をそのまま適用するのではなく、国の責任においてあり方を検討し方針を定めるべき。
- ③ 初期の仮払い(資金手当て)や初期対応がスムーズに行われるよう制度化すべき。
- ④ 風評被害については、一定程度の範囲で損害を幅広く捉えるべきであり、被った損害の実情に応じて、適切かつ迅速に損害賠償が円滑に為されるよう、国が責任を持って対処すべき。
- ⑤ 自主的な避難等にかかる損害についても、対応方針を明確にしておくべき。
- ⑥ 政府は被災地域の状況を直接見て把握し、個別訪問した上で、現場の生の声を施策に反映させる仕組みを構築すべき。
- ⑦ 賠償金の支払いが終了した後、企業等の廃業が増加することを懸念。
- ⑧ 以下の項目も、「営業損害」として整理すべき。
 - 家賃、人件費、リース料、減価償却費、金利などの固定費
 - 従業員の維持・教育に要した賃金以外の追加的費用(帰還困難区域等の中に自宅のある従業員への社宅の準備など)
 - 拠点移転のために追加的に支出した代替の土地建物や設備の取得費用、あるいは元の場所で再開するための費用
 - 政府指示に起因する物流の停止や、銀行や郵便局など公共サービス機能の停止に伴う交通費・ガソリン代などの追加的費用

以上

<参考>

実際にあった被災地域・企業からの悲痛な声（主な内容）

- ✓ 電話でホテルの宿泊予約を受付ける際、原発事故の避難住民を受け入れていることを伝えると「では、いいです」と宿泊の予約をやめてしまう。
- ✓ 「フクシマ」というだけで一方的に取引を拒絶される。取引先から福島県内の道路を通過した商品の受取を拒否されたり、値引きを要求される。
- ✓ 福島から他県に荷物を配送する際、トラックの立入りが拒否される。このため、やむを得ず他県ナンバーのトラックに積み替えて納品している。
- ✓ 福島ナンバーの中古車が売れず、取引価格が下落する。
- ✓ 工作機械をリースしようとしたら、「リースではなく買取り」を要求される。

- ✓ 商品等に対する放射能汚染の検査を求められ、追加的な費用が生じている。
- ✓ 取引先から、工業製品の安全証明書まで提出を求められる。
- ✓ 取引先から、福島県から工場を移転するよう求められる。
- ✓ 30 ㎞圏内に取引先があるが連絡がつかず、債権回収が見込めない。
- ✓ 商工業者は「商圏の消滅」「大幅な売上高減少」「労働力不足」「物流コスト増大」など経営規模の縮小を余儀なくされた。
- ✓ 賠償金を当面の納税資金として流用せざるを得ず、結果的に資金繰りに困り、事業継続を断念した。

- ✓ 中小・小規模企業の中には、電力会社と直接・個別に損害賠償について交渉することに不安を抱いているところが多い。
- ✓ 原子力損害賠償紛争解決センターが、なぜ実際に被害の大きい地域に設置されるのに時間が掛かったのか。「やはり被災地は危険と政府は考えているのではないか」といった更なる風評被害の増幅につながる。

- ✓ 自衛隊が放射線量のスクリーニング検査をしていた場所に近いというだけで、全国から風評の影響をまともに受ける。
- ✓ 復興支援団体やボランティアからも「いわき市と相馬市は安全だが、南相馬市は危険」と風評被害を助長するような発言が聞かれた。
- ✓ 線量の高い地域をバスが通行すると、次にそのバスに乗ることに不安を感じる乗客がいるため、旅客バスを運行させられない。
- ✓ 国道6号線や高速道路開通後に、福島を自動車が通行していることで「汚染が拡散している」といった新たな風評被害が発生した。
- ✓ 復興支援の物産イベントで商品不買運動に遭った。また購入した商品が駅や高速道路のサービスエリア等に捨てられていた。
- ✓ 地元の学校が風評被害を避けるため、給食等に地場産品を使わないようにしている。
- ✓ 避難先の地域で子供たちが「原発子(げんぱつこ)」や「原発乞食」と呼ばれイジメに遭う。避難先の街から出ていけと言われる。原発事故地域の出身者との結婚は許さないと親や親戚から言われる。

原町商工会議所が現場の声をもとに取りまとめ 提出した要望書(概要)

平成 23 年 3 月 29 日

- 要望先: 中小企業庁
- 概要: 休業補償、在庫(劣化)損害補償、避難従業員補償、災害復旧事業の地元優先発注、借入金利の一時凍結・弁済猶予、事業再開資金貸付、避難勧告解除後の商店街支援、内定打切り学生への補償、正確な情報提供、地域再生に向けた総合支援

平成 23 年 4 月 5 日

- 要望先: (株)七十七銀行、(株)常陽銀行、(株)東邦銀行、(株)大東銀行、(株)福島銀行、日本郵便(株)
- 概要: 金融機関原町支店及び郵便局営業再開のお願い

平成 23 年 4 月 8 日

- 要望先: 経済産業省、厚生労働省、原子力・安全保安院、東北経済産業局、福島県相双振興局、福島労働局、福島県知事、福島県議会、福島県選出国會議員、日本商工会議所(12日)
- 概要: 東日本大震災及び原発事故に関する要望
 - ① 原発事故早期収束
 - ② 屋内退避地域の指定解除
 - ③ 原発事故に起因する企業の休業補償並びに損害補償及び従業員補償
 - ④ 南相馬市内の金融機関の早期再開
 - ⑤ 郵便局の早期再開
 - ⑥ 屋内退避・避難指示対象地域でも雇用調整助成金が活用できること
 - ⑦ 南相馬市における放射能測定地の増設及び諮問への情報提供
 - ⑧ 工業製品の放射線量の安全基準確認のための放射能測定体制の整備
 - ⑨ 地震・津波被害による被災者に対する早期仮設住宅の建設

平成 23 年 4 月 13 日

- 要望先: 金融庁、財務省東北財務局
- 概要: 東日本大震災における銀行の早期営業再開について

平成 23 年 4 月 13 日

- 要望先: 厚生労働省
- 概要: 東日本大震災におけるハローワーク相双の平常開庁について

平成 23 年 4 月 18 日

- 要望先: (株)七十七銀行、(株)常陽銀行、(株)東邦銀行、(株)大東銀行、(株)福島銀行
- 概 要: 各金融機関原町支店営業再開の再度お願い

平成 23 年 5 月 9 日

- 要望先: 経済産業省、福島県知事、南相馬市長
- 概 要: 仮設住宅、借上住宅及び警戒区域における立入制限に関するお願い

平成 23 年 5 月 12 日

- 要望先: 南相馬市長、東日本旅客鉄道(株)
- 概 要: 常磐線亘理駅～原町駅までの運行延長のお願い

平成 23 年 5 月 12 日

- 要望先: 福島県知事、南相馬市長
- 概 要: 残留放射能測定に関するお願い

平成 23 年 5 月 21 日

- 要望先: 内閣府、経済産業省
- 概 要: ①損害賠償の迅速な対応、賠償範囲の拡大
②従業員の維持・教育に要した追加費用の容認
③リース物件を損害対象とすること
④財産価値下落分補償
⑤原子力事故前の状態にもどるまでの長期的な営業損害賠償の継続
⑥原子力災害発生以前の借入金の減免又は免除
⑦原発災害の早期収束とモニタリングポストの充実
⑧原発事故災害復興特別区域に設定すること
⑨物流確保のために道路・鉄道のインフラ早期復旧
⑩早期復興のために復興庁設置

平成 23 年 6 月 16 日

- 要望先: 南相馬市長
- 概 要: 東日本大震災及び東京電力原子力発電所事故災害に係る被災地賠償に関する陳情

平成 23 年 6 月 26 日

- 要望先: 内閣府
- 概 要: 東日本大震災及び原発事故による南相馬市の現状と課題

平成 23 年 7 月 8 日

- 要望団体:原町商工会議所、福島県中小企業同友会、原町商店連合会
- 要望先:内閣府、文部科学省、経済産業省、原発事故担当大臣、原子力損害賠償紛争審査会、東京電力㈱
- 概要:原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の策定においては地域実状に合わせた内容にすること、東京電力の賠償処理の迅速化を図る仕組みの構築、指針に基づく賠償の早期実施を要望
 - ①原子力損害賠償紛争審査会による中間指針早期決定及び損害賠償の早期開始
 - ②早期賠償の実施(仮払いの早期実行)
 - ③請求の公正、公平な実施の為のシステムの早期構築のための法的措置

平成 23 年 9 月 12 日

- 要望先:内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、原子力損害賠償紛争審査会
- 概要:避難指示区域解除後の支援制度継続に関する要望

平成 23 年 9 月 22 日

- 要望先:南相馬市長
- 概要:南相馬市「復旧・復興」に関する要望

平成 23 年 9 月 28 日

- 要望団体:南相馬市、原町商工会議所、小高・鹿島商工会
- 要望先:経済産業省、文部科学省、国土交通省
- 概要:①JR 常磐線の部分運転再開(原ノ町駅～相馬駅)
②常磐自動車道路の早期部分開業(南相馬 IC～相馬 IC)
③原子力災害地域特区の設定

平成 23 年 10 月 13 日

- 要望団体:福島県商工会議所連合会(福島県原子力損害対策協議会として)
- 要望先:東京電力㈱
- 概要:原子力損害賠償の観光業等における風評被害の算定基準の抜本的な見直しに関する要求書

平成 23 年 10 月 21 日

- 要望先:内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、経済産業省
- 概要:①損害賠償の十分な補償と継続
②事業資産価値の早期判断基準の明示
③原子力損害賠償紛争審査会への被害地域の意見反映
④原子力損害賠償紛争解決センターの南相馬事務所の設置
⑤避難できなかった者への公平な補償

平成 23 年 12 月 14 日

- 要望先:南相馬市長
- 概 要:南相馬市復興計画に対する要望書

平成 24 年 2 月 9 日

- 要望団体:福島県商工会議所連合会
- 要望先:福島県知事
- 概 要:①原子力災害地域復興特区(スーパー特区)による復旧・復興に関する要望
②市内居住環境の整備
③交通アクセス復旧と復興
④警戒区域の企業移転受入の為の各種優遇策の実現

平成 24 年 8 月 30 日

- 要望先:資源エネルギー庁、中小企業庁、内閣府、文部科学省、経済産業省、復興庁、財務省、東京電力(株)、日本商工会議所
- 概 要:①原発事故損害賠償に関する改善要望
②既存企業支援に関する要望
③新規企業に関する要望
④地域のハードインフラ整備に関する要望
⑤住民の生活に関する要望

平成 24 年 12 月 21 日

- 要望団体:福島県商工会議所連合会
- 要望先:福島県知事
- 概 要:①警戒区域における事業再開の支援(南相馬スーパー特区)
②交通アクセスの復旧
③除染に関する支援

平成 25 年 1 月 18 日

- 要望先:南相馬市長
- 概 要:既存事業者の「事業再開・事業継続」支援要望

平成 25 年 1 月 31 日

- 要望先:東京電力(株)
- 概 要:損害賠償請求の対応に関する緊急要望

平成 25 年 1 月 31 日

- 要望先:南相馬市議会議長
- 概 要:既存事業者の「事業再開・事業継続」支援要望

平成 25 年 2 月 14 日・15 日

■要望先:経済産業省、国土交通省、東日本高速道路(株)、東京電力(株)、日本商工会議所

- 概要:①当地域が原発事故前の状況に戻るまで営業損害倍書継続
②営業損害の算定における「特別の努力」の全期間適用
③逸失利益算出時の「固定費」及び「変動費」の修正
④未請求事業所への支援の継続・徹底
⑤請求書及び添付書類の簡素化
⑥企業の人材流出に関する賠償の実施
⑦法人・個人事業主の精神的損害に対する賠償の実施
⑧福島復興本社の賠償権限一元化の徹底
⑨相談窓口の対応の改善と改善措置の公表
⑩東京電力(株)独自の被災地支援制度の創設

平成 25 年 3 月 19 日

■要望先:福島復興再生総局、東京電力(株)福島復興本社

- 概要:①事業再開の・継続のためのスーパー特区の制定
②住民が早急に帰還できるための環境整備
③既存事業の継続の為新たな支援策の制定
④雇用維持・拡大に対する支援策の制定
⑤賃貸住宅建設補助制度の要件緩和と補助額の拡充
⑥福島第一原子力発電所の状況が解る情報システムの構築
⑦原発廃炉のための環境整備
⑧公正な損害賠償の実施及び将来にわたる補償の実施
⑨原発の管理徹底及び明確な情報開示

平成 25 年 3 月 21 日

■要望先:復興大臣(根本復興大臣と日本商工会議所との懇談会)

- 概要:東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて
①原子力損害賠償の公正で着実な実施
②風評被害対策の強化
③除染の早期実施と住民の健康管理の徹底
④企業立地促進のための税制優遇など施策の充実実施

平成 25 年 9 月 12 日

■要望先:東京電力(株)

- 概要:①平成 26 年 1 月以降の賠償請求の早期提示と損害賠償の公正で着実な実施
②平成 26 年 1 月以降の新請求方式に対する経済団体の意見の反映
③南相馬市原町区への事務所(除染推進室)の開所
④汚染水問題
⑤相双地域が原発事故前の招待に戻るまで賠償の継続(事業所、個人精神的損害)

平成 25 年 11 月 21 日

■要望先:内閣府、復興局

- 概要:①中小企業の事業継続・再開に係る支援措置(スーパー特区)制定
②申告・納付期限延長等の継続
③高速道路料金の無料化措置の継続
④福島復興再生特別措置法の特例措置について
⑤東京電力(株)営業損害賠償について

平成 25 年 12 月 16 日

■要望先:日本商工会議所

- 概要:①中小企業の事業継続・再開に係る支援措置(スーパー特区)制定
②申告・納付期限延長等の継続
③高速道路料金の無料化措置の継続
④福島復興再生特別措置法の特例措置について
⑤東京電力(株)営業損害賠償について

平成 25 年 12 月 18 日

■要望団体:福島県商工会議所連合会

■要望先:福島県知事

- 概要:①警戒区域等における事業再開の支援(スーパー特区)
②交通アクセスの復旧
③除染に関する支援
④既存事業所・新規創業者に係る復興支援

平成 26 年 2 月 20 日

■要望団体:日本商工会議所、東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡協議会

■要望先:復興大臣、自由民主党東日本大震災加速化本部長、公明党代表

- 概要:東日本大震災から3年、被災地の本格復興に向け取り組みの加速化を一刻も早い福島の再生を
①地域全体の再生を牽引する事業への支援
②企業立地促進のための支援の継続
③除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行

平成 26 年 6 月 9 日

■要望先:財務省、経済産業省、環境省、厚生労働省、復興庁、自由民主党

- 概要:東日本大震災からの復興に向けて
①復興に向けた基盤の確立
②中小企業の早期再建
③風評被害払拭・風化防止

平成 26 年 6 月 9 日

■ 要望先: 東京電力

- 概 要: ① 貢献利益率の一時的な算定の適用
② 合理的な「特別の努力」の適用
③ 減収率による賠償請求の導入
④ 休業者への正当な賠償
⑤ 新請求書の書式簡略化
⑥ 人件費の高騰による追加賠償
⑦ 消費税率引き上げの対応
⑧ 会員の賠償請求率を 100% に
⑨ 外相請求が中断している事業者への積極的な賠償交渉の継続
⑩ 「3つの誓い」*の徹底
⑪ 相双地域が原発事故前の状態に戻るまでの賠償継続

* 東京電力による「3つ誓い」:

・最後の一人まで賠償貫徹 ・迅速かつきめ細やかな賠償の徹底 ・和解中期案の尊重

平成 26 年 12 月 24 日

■ 要望先: 福島県知事(福島県知事を囲む懇談会に於いて要望)

- 概 要: 復興経済特区(スーパー特区)による復旧・復興の促進について
① 復興加速の基盤となる支援の強化
② 中小企業の経営再建の加速化への支援
③ 南相馬市再生に向けた早急かつ着実な支援の実施

平成 27 年 1 月 13 日

■ 要望先: 南相馬市長

- 概 要: ① 福島再生特区の更なる特区「相双復興経済特区」の実現
② 東京電力(株)による公正かつ公平な営業損害賠償の実現
③ 福島・国際研究都市(イノベーション・コースト)構想実現
④ 災害により疲弊した南相馬地域における産業再生のための支援事業継続

平成 27 年 1 月 14 日

■ 要望先: 復興庁、厚生労働省、経済産業省、東京電力(株)

- 概 要: 福島第一原発事故から 4 年が経過。商工業者の営業損害賠償が平成 28 年 2 月で打ち切られる報道がなされた。東京電力は「3つの誓い」*の中で「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」を掲げ、全社を挙げて実施していくことを明言している。加害者である東京電力の社会的・倫理的責任として、原発事故に係る営業損害賠償に関し、改めて強く要望
- ① 公正かつ公平な営業損害賠償の継続(国と東京電力による「今後の福島県内の商工業等に係る損害賠償等について(案)」の即時撤回/「相双地域が原発事故前の状態」に戻るまで営業損害賠償の継続)
- ② 現状と将来を見据えた事業支援

- ③ふくしま産業復興投資促進の更なる特区「相双復興経済特区」の実現
- ④福島・国際研究都市(イノベーション・コースト)構想の実現に向けた推進
 - *東京電力による「3つ誓い」:
 - ・最後の一人まで賠償貫徹
 - ・迅速かつきめ細やかな賠償の徹底
 - ・和解中期案の尊重

平成 27 年 1 月 16 日

- 要望団体:福島県商工会議所連合会
- 要望先:福島県知事
- 概要:平成 27 年 3 月以降の損害賠償方針について

平成 27 年 1 月 29 日

- 要望先:日本商工会議所
- 概要:①公正かつ公平な営業損害賠償の継続
 - ②現状と将来を見据えた事業支援
 - ③ふくしま産業復興投資促進の更なる特区「相双復興経済特区」の実現
 - ④福島・国際研究都市(イノベーション・コースト)構想の実現に向けた推進

平成 27 年 3 月 14 日

- 要望先:日本商工会議所
- 概要:①復興の加速化に向けた支援の継続
 - ②東京電力(株)による公正かつ公平な営業損害賠償の実現
 - ③被災地商工会議所への支援継続

平成 27 年 6 月 8 日

- 要望団体:福島県浜通り商工会議所連絡協議会
- 要望先:経済産業省、国土交通省、復興庁、福島県選出国會議員
- 概要:①福島県浜通り都市圏の地域特性に適した国立研究施設の誘致、集積
 - ②東京圏と福島県浜通り都市圏を結ぶ JR 常磐線の高速化、超高速交通システムの整備
 - ③福島第一原発の一刻も早い安定化と安全な廃炉に向けた取り組み強化